

平成18年度佐賀県市町決算の概要 (公営企業会計)

目次

1. 地方自治体の会計区分と決算統計上の会計区分
 2. 事業数及び決算規模
 3. 経営状況(法適用企業)
 4. 経営状況(法非適用企業)
 5. 料金収入の状況
 6. 他会計繰入金の状況
 7. 企業債現在高の推移
- 付表 平成18年度経営状況一覧表(法適用分)
- 付表 平成18年度経営状況一覧表(法非適用分)
- 付表 地方公営企業用語集

1. 地方自治体の会計区分と決算統計上の会計区分

地方自治法により事務処理する会計	一般会計	普通会計	一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)を合わせた会計であり、教育、社会福祉、土木、消防等地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上
	特別会計	公営事業会計	地方自治体が経営する公営企業会計等の会計の総称。以下のような会計あり
		収益事業会計等	競艇、競馬、国保、介護等
		公営企業会計	使用料等の収入で経費を賄うことを目的として、住民サービスを提供するための特別会計。法適用企業と法非適用企業に分けられる。
公営企業法により事務処理をする会計		法非適用企業	公営企業法の規定を適用しない事業 ・県内では、下水道事業の大部分のほか、簡易水道事業、宅地造成事業等
		法適用企業	公営企業法の規定を適用している事業 ・上水道事業、工業用水道事業、交通事業等 (当然適用) ・病院事業(財務適用) ・下水道事業(任意適用)

- 本資料は、表中網掛部分について説明するものであり、大きく分けて、法適用企業と法非適用企業に関する決算状況についてまとめたものである。

2. 事業数及び決算規模

平成18年度公営企業会計の事業数及び決算規模

(単位:百万円)

		平成18年度			平成17年度			増減額	増減率
		事業数	決算規模	構成比	事業数	決算規模	構成比		
法適用	上水道	19	29,096	31.7	19	33,171	32.8	4,074	14.0
	工業用水道	5	1,615	1.8	5	1,050	1.0	566	35.0
	交通	1	868	0.9	1	953	0.9	85	9.8
	病院	9	11,952	13.0	9	13,278	13.1	1,326	11.1
	下水道	1	335	0.4	1	324	0.3	11	3.4
	小計	35	43,867	47.7	35	48,776	48.3	4,908	11.2
法非適用	簡易水道	7	985	1.1	7	1,042	1.0	57	5.8
	観光施設	3	150	0.2	3	742	0.7	592	395.2
	宅地造成	8	1,197	1.3	8	1,807	1.8	610	50.9
	下水道	52	43,852	47.7	52	47,279	46.8	3,426	7.8
	介護サービス	6	1,868	2.0	6	1,407	1.4	461	24.7
	小計	76	48,052	52.3	76	52,276	51.7	4,225	8.8
合計	111	91,919	100.0	111	101,052	100.0	9,133	9.9	

(注) 決算規模の算出は次のとおり。

・法適用企業 総費用 - 減価償却費 + 資本的支出

・法非適用企業 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 前年度繰上充用金

- 事業数は18年度は111事業となっている。17年度から変動はないが、ピークであった平成15年度の151事業に対し、市町村合併により111事業に減少している。
- 事業数は下水道事業が最も多く53事業であり、決算規模が大きい事業は、下水道事業、上水道事業、病院事業の順となっている。
- 決算規模は919億919百万円となり、平成17年度の1,010億52百万円に対し、91億33百万円減少した。これは、17年度と比較し、上水道事業において投資が減少したこと、下水道事業における複数の処理場建設が終了したこと、さらに、病院事業において病院建設事業が終了したこと等が挙げられる。

3. 経営状況（法適用企業）

平成18年度法適用公営企業の決算状況

(単位:百万円)

赤字等事業数及び赤字額

	法適用合計								
	18年度			17年度			増減額		
	18年度	17年度	増減額	うち上水道事業			うち病院事業		
	18年度	17年度	増減額	18年度	17年度	増減額	18年度	17年度	増減額
総収益(a)	36,413	37,165	752	23,908	24,630	722	10,985	11,069	84
料金収入	31,650	32,353	703	21,318	21,715	397	9,381	9,752	371
総費用(b)	35,932	35,786	146	22,576	22,718	142	11,674	11,387	287
純損益(c)=(a)-(b)	480	1,378	898	1,331	1,912	581	689	318	371
経常損益(d)=(e)-(f)	233	1,255	1,022	1,347	1,851	504	947	379	568
経常利益(e)	1,432	2,037	605	1,387	1,935	548	0	46	46
経常損失(f)	1,199	782	417	40	84	44	947	426	521
経常収支比率	100.7	103.5	2.8	106.0	108.2	2.2	91.8	96.7	4.9
累積欠損金	6,094	5,065	1,029	0	68	68	4,440	3,506	934
不良債務	753	745	8	0	0	0	0	0	0

	18年度	17年度
総事業数	35事業	35事業
経常損失	14事業	11事業
純損失	13事業	10事業
累積欠損金	12事業	12事業
不良債務	1事業	1事業
佐賀市(交通)	753	745
	(百万円)	(百万円)

(注1)経常収支比率 = 経常収益 / 経常費用 × 100

(この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表す。)

(注2)累積欠損金 = 当年度未処理欠損金

- 経常損益は法適用企業全体で18年度は2億33百万円となり、17年度の12億55百万円から10億22百万円の減となった。これは、病院事業において診療報酬の改定に伴い料金収入が減となり赤字幅が拡大したこと、一部の水道企業団において水道料金の値下改定が行われたことにより料金収入が減となったこと等によるもの。
- また、経常損失が生じた病院事業は、17年度の5病院から18年度は県内全9病院と増加した。
- 純損失を有する事業は、13事業となり17年度の10事業から3事業増加した。
- 累積欠損金は法適用企業全体で18年度は60億94百万円となり、17年度50億65百万円から10億29百万円の増となった。
- 不良債務が生じている企業は、佐賀市(交通事業)1団体1事業のみであり、7億53百万円となった。

4 . 経営状況（法非適用企業）

平成18年度法非適用公営企業の決算状況

（単位：百万円）

	法非適用合計			うち下水道事業		
	18年度	17年度	増減額	18年度	17年度	増減額
	総収益(a)	15,951	13,849	2,102	13,470	10,722
料金収入	7,860	8,300	441	5,701	5,351	350
総費用(b)	11,507	11,513	6	9,511	9,250	261
収益的収支(c)=(a)-(b)	4,444	2,336	2,108	3,960	1,472	2,488
資本的収支(d)	4,205	1,479	2,727	3,824	932	2,892
実質収支	267	269	2	23	52	29
黒字額	458	473	15	221	200	21
赤字額	725	742	17	198	148	50

実質収支(赤字)事業数及び赤字額

	18年度	17年度
総事業数	76事業	76事業
実質収支(赤字)事業	3事業	3事業
伊万里市(公共)	157	110
伊万里市(農集)	41	38
伊万里市(宅造)	527	594
	(百万円)	(百万円)

(注1)実質収支の算出は以下による。

・収益的収支差引 + 資本的収支差引 - 積立金 + 前年度からの繰越金 - 前年度繰上充用金

(注2)総収益には収益的支出に充てた地方債を含む。

- 収益的収支の黒字額及び資本的収支の赤字額がそれぞれ増加しているのは、下水道事業における新たな繰出基準の新設等により、決算統計上の取扱いが変更されたことによるもの。

これまで基準外繰入とされてきた下水道事業債の元利償還金(資本費)に対する繰入れの一部について、18年度から新たに「分流式下水道等に要する経費」として繰出基準が創設された。これにより、資本的収入とされていた繰入れを、収益的収入とするよう取扱いが変更された。

- 実質収支が赤字である要因は、伊万里市(宅地造成事業)における赤字の影響が大きい。実質収支が赤字である団体は、伊万里市(公共下水道、農業集落排水施設及び宅地造成事業)の1団体3事業である。

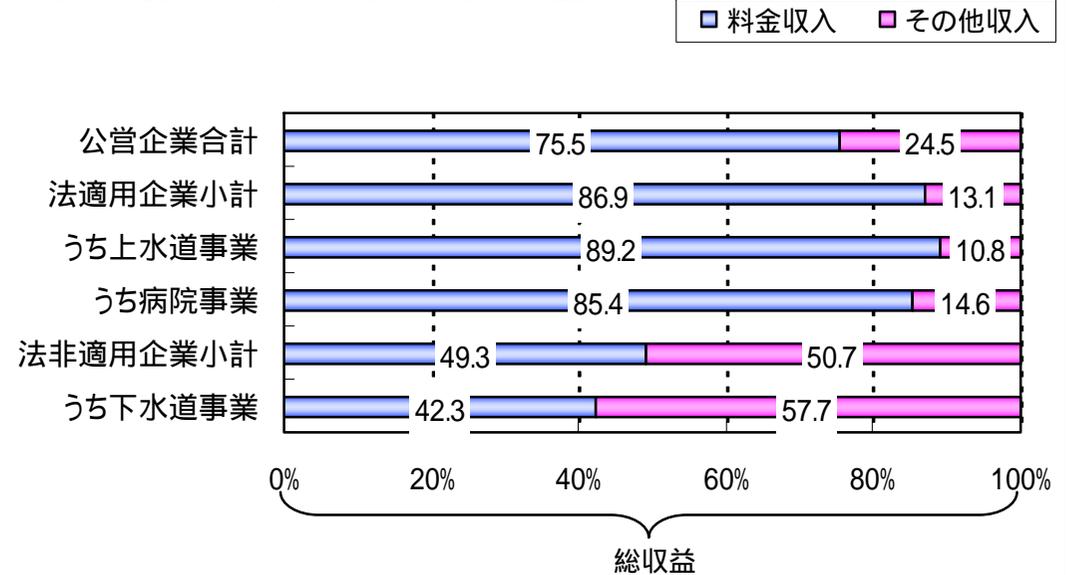
5. 料金収入の状況

総収益に対する料金収入の状況

(単位:百万円)

		総収益	料金収入	割合
公営企業合計	18年度	52,364	39,510	75.5
	17年度	51,013	41,211	80.8
	増減額	1,350	1,701	5.3
法適用企業小計	18年度	36,413	31,650	86.9
	17年度	37,165	32,353	87.1
	増減額	752	703	0.1
うち上水道事業	18年度	23,908	21,318	89.2
	17年度	24,630	21,715	88.2
	増減額	722	397	1.0
うち病院事業	18年度	10,985	9,381	85.4
	17年度	11,069	9,752	88.1
	増減額	84	371	2.7
法非適用企業小計	18年度	15,951	7,860	49.3
	17年度	13,849	8,858	64.0
	増減額	2,102	999	14.7
うち下水道事業	18年度	13,470	5,701	42.3
	17年度	10,722	5,351	49.9
	増減額	2,748	350	7.6

平成18年度総収益に占める料金収入の割合



- 総収益に対する料金収入の占める割合は、公営企業全体で18年度は75.5%と、17年度の80.8%に対し5.3ポイント低下した。
- 法適用企業のうち病院事業において、診療報酬の改定に伴って収益が低下した。
- 法非適用企業では18年度は42.3%であり、下水道事業においては42.3%となった。

6. 他会計繰入金の状況

他会計繰入金の状況

(単位:百万円)

		収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合計			(参考)18年度		
		18年度	17年度	増減額	18年度	17年度	増減額	18年度(a)	17年度	増減額	基準内(b)	基準外	(b)/(a)
法適用	上水道	1,355	1,676	321	1,186	1,873	687	2,541	3,549	1,008	2,221	320	87.4
	工業用水道	190	234	44	369	308	61	558	542	17	0	558	0.0
	交通	75	74	0	14	4	10	88	78	10	33	55	37.5
	病院	733	791	58	504	840	336	1,237	1,630	394	1,088	149	88.0
	下水道	49	34	15	0	18	18	49	53	4	0	49	0.0
	小計	2,401	2,810	408	2,072	3,043	970	4,474	5,852	1,379	3,342	1,131	74.7
法非適用	簡易水道	50	68	18	101	86	14	150	154	4	97	53	64.7
	観光施設	0	0	0	0	147	147	0	147	147	0	0	-
	宅地造成	69	24	45	36	15	21	105	39	66	0	105	0.0
	下水道	6,549	4,299	2,250	3,826	7,253	3,427	10,375	11,552	1,177	7,765	2,609	74.8
	介護サービス	13	18	5	0	0	0	13	18	5	0	13	0.0
	小計	6,681	4,409	2,272	3,963	7,501	3,539	10,644	11,910	1,266	7,863	2,781	73.9
合計		9,082	7,218	1,864	6,035	10,544	4,509	15,117	17,762	2,645	11,205	3,912	74.1

(注)「基準内」とは、いわゆる「繰出基準」に基づく「基準内繰入」のこと。同様に、「基準外」とは、「基準外繰入」のこと。

- 他会計繰入金は18年度は151億17百万円となり17年度の177億62百万円から26億45百万円の減となった。
- 収益的収入への繰入金では、下水道事業における新たな繰出基準の創設に伴う決算統計上の変更により、18年度は90億82百万円となり、17年度の72億18百万円から18億64百万円増となっている。この変更に伴い、資本的収入への繰入金も60億35百万円となり45億9百万円減となった。
- また、上記以外の要因では、下水道事業において処理場建設に伴う支出の大幅減、上水道事業において浄水施設建設に伴う支出の減等も挙げられる。

7. 企業債現在高の推移

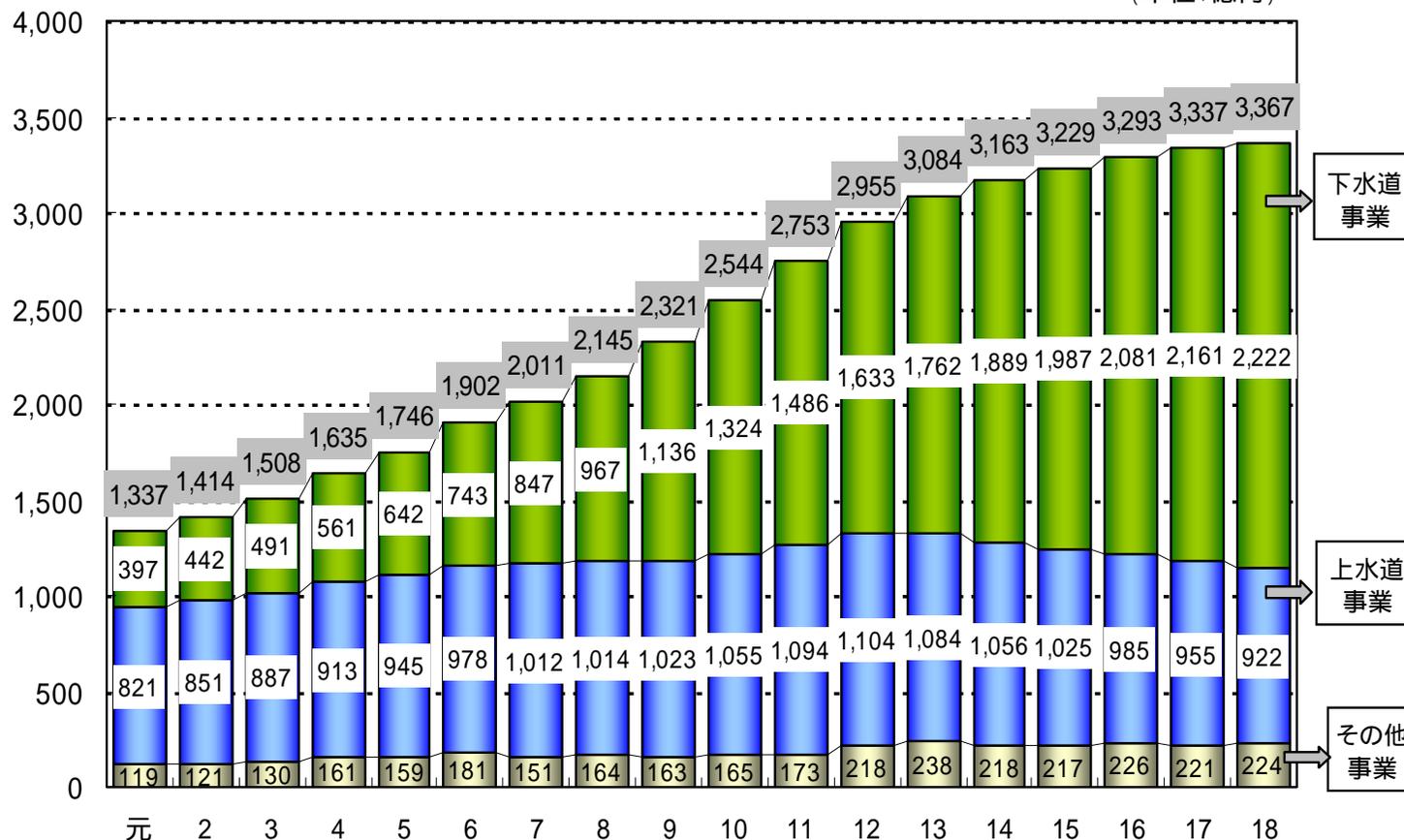
事業別企業債現在高

(単位:億円)

		18年度 末残高	構成比
法適用	上水道	922	27.4
	工業用水道	75	2.2
	交通	0	0.0
	ガス	0	0.0
	病院	92	2.7
	下水道	5	0.1
小計		1,094	32.5
法非適用	簡易水道	23	0.7
	観光施設	2	0.1
	宅地造成	21	0.6
	下水道	2,217	65.8
	介護サービス	11	0.3
小計		2,274	67.5
合計		3,367	100.0

企業債現在高の推移

(単位:億円)



- 企業債現在高は3,367億円となり、過去最高を更新している。また、3,367億円という額は普通会計債残高3,944億円に匹敵する額である。
- 下水道整備を近年始めた市町が多いことから、法適用及び非適用をあわせた下水道事業で企業債全体の約66%と大きな割合を占めている。次いで、上水道事業が27.4%となり、下水道事業、上水道事業あわせて全体の約93%を占めている。

(付表①)

○平成18年度経営状況一覧表(法適用分)

(単位:千円)

市町・企業団名	事業名	総収益	総費用	純損益	経常損益	不良債務	企業債 現在高	他会計から の繰入金
佐賀市	水道	4,407,923	4,213,198	194,725	194,384		8,936,754	91,919
佐賀市	工業用水道	6,934	6,646	288	288		17,800	5,000
佐賀市	交通〔自動車運送〕	747,881	818,921	71,040	76,007	752,900	0	88,424
佐賀市	病院	1,262,526	1,349,391	86,865	105,738		3,140,878	339,543
唐津市	水道	2,430,163	2,248,892	181,271	185,324		11,541,741	159,045
唐津市	工業用水道	98,294	165,358	67,064	67,064		1,282,120	197,948
唐津市	病院	556,477	744,947	188,470	187,166		1,291,052	93,868
鳥栖市	水道	1,301,113	1,166,131	134,982	140,104		4,079,712	83,927
多久市	水道	602,745	638,190	35,445	34,634		2,961,361	51,587
多久市	病院	1,269,950	1,426,514	156,564	156,564		74,334	103,487
伊万里市	水道(簡易水道を含む)	1,249,709	1,049,880	199,829	199,829		4,856,098	115,021
伊万里市	第1工業用水道	123,923	85,695	38,228	38,228		5,296,167	11,869
伊万里市	第2工業用水道	8,377	22,415	14,038	14,038			18,422
伊万里市	第3工業用水道	230,467	285,057	54,590	54,590			171,697
伊万里市	第4工業用水道	0	0	0	0			33,360
伊万里市	工業用水道小計	362,767	393,167	30,400	30,400			235,348
伊万里市	病院	994,213	1,021,653	27,440	26,076		236,316	167,531
武雄市	水道	1,583,206	1,438,539	144,667	148,352		7,178,879	348,459
武雄市	工業用水道	63,726	60,420	3,306	3,306		493,997	57,000
武雄市	病院	1,596,858	1,673,224	76,366	76,366		1,184,465	148,237
鹿島市	水道	538,514	452,608	85,906	85,906		4,416,519	73,465
小城市	水道	296,643	276,520	20,123	20,123		946,706	1,358
小城市	病院	1,032,911	1,181,449	148,538	148,538		537,864	98,446
嬉野市	水道(簡易水道を含む)	761,689	767,308	5,619	5,619		3,054,289	230,952
玄海町	水道	158,459	158,459	0	0		1,958,431	140,938
有田町	水道	429,059	378,504	50,555	50,478		2,139,652	32,123
有田町	病院	2,774,853	2,471,487	303,366	81,141		803,227	73,109
有田町	下水道〔特定地域生活排水処理〕	83,642	83,632	10	10		478,300	48,850
大町町	水道	229,555	224,548	5,007	5,909		331,031	23,864
大町町	病院	800,620	836,674	36,054	42,770		145,110	99,411
江北町	水道	250,365	219,242	31,123	31,123		141,021	1,504
白石町	水道	616,248	607,853	8,395	8,395		984,259	135,848
太良町	水道	51,563	47,785	3,778	3,778		66,316	0
太良町	病院	696,117	968,266	272,149	122,813		1,826,997	113,016
西佐賀水道企業団	水道	1,078,335	962,820	115,515	116,232		2,207,866	31,316
杵島工業用水道企業団	工業用水道	157,027	154,063	2,964	2,964		401,185	63,000
佐賀東部水道企業団	水道	2,959,951	2,954,792	5,159	6,194		2,879,903	331,598
佐賀東部水道企業団	水道	3,174,063	3,128,612	45,451	45,451		20,510,360	543,144
佐賀西部広域水道企業団	水道	1,788,427	1,642,549	145,878	145,878		12,978,595	145,240

(付表②)

○平成18年度経営状況一覧表(法非適用分)

(単位:千円)

市町・組合名	事業名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	企業債 現在高	他会計から の繰入金
佐賀市	簡易水道	79,340	78,840	500	500	395,410	50,604
佐賀市	下水道〔公共下水道〕	10,715,071	10,544,113	170,958	20,000	45,418,471	1,215,263
佐賀市	下水道〔特定環境保全公共下水道〕	261,869	258,611	3,258	500	1,692,646	101,521
佐賀市	下水道〔農業集落排水〕	1,178,690	1,177,186	1,504	1,000	3,029,036	146,666
佐賀市	下水道〔個別排水処理〕	941	941	0	0	10,059	759
唐津市	簡易水道	592,505	592,505	0	0	1,263,774	41,266
唐津市	観光施設〔休養宿泊〕	124,827	99,906	24,921	24,921	202,350	0
唐津市	観光施設〔その他観光施設〕	38,616	25,783	12,833	12,833	0	0
唐津市	宅地造成〔その他造成〕	85,794	73,201	12,593	0	189,088	6
唐津市〔ちぐさの〕	介護サービス〔指定介護老人福祉施設〕	317,831	278,755	39,076	39,076		3,373
唐津市〔ちぐさの〕	介護サービス〔老人短期入所施設〕	17,996	17,080	916	140	139,980	447
唐津市〔きたはた〕	介護サービス〔老人デイサービスセンター〕	48,634	48,494	140	0		0
唐津市〔宝寿荘〕	介護サービス〔指定介護老人福祉施設〕	308,882	271,578	37,304	916		0
唐津市〔宝寿荘〕	介護サービス〔老人短期入所施設〕	19,910	19,910	0	37,304	888,400	3,568
唐津市〔宝寿荘〕	介護サービス〔老人デイサービスセンター〕	50,345	50,345	0	0		0
唐津市〔寿光園〕	介護サービス〔老人デイサービスセンター〕	26,898	24,900	1,998	1,998	0	1,224
唐津市	下水道〔公共下水道〕	6,033,580	6,029,280	4,300	0	33,429,118	1,623,631
唐津市	下水道〔特定環境保全公共下水道〕	1,284,196	1,284,196	0	0	6,513,788	162,100
唐津市	下水道〔農業集落排水〕	857,066	857,066	0	0	5,594,402	245,975
唐津市	下水道〔漁業集落排水〕	369,786	369,786	0	0	2,374,772	106,957
唐津市	下水道〔小規模集合排水処理〕	2,827	2,827	0	0	7,053	2,388
唐津市	下水道〔特定地域生活排水処理〕	296,664	296,664	0	0	379,300	17,240
鳥栖市	宅地造成〔その他造成〕	109,513	109,513	0	0	324,821	49,286
鳥栖市	下水道〔公共下水道〕	3,576,794	3,365,716	211,078	40,905	22,181,349	901,455
鳥栖市	下水道〔農業集落排水〕	198,248	198,248	0	0	2,364,785	166,568
鳥栖市	下水道〔小規模集合排水処理〕	11,073	11,073	0	0	157,337	9,615
多久市	簡易水道	242,906	218,301	24,605	24,605	351,876	40,192
多久市	下水道〔公共下水道〕	646,594	642,487	4,107	0	2,622,486	139,260
多久市	下水道〔農業集落排水〕	49,770	49,770	0	0	871,358	37,234
伊万里市	宅地造成〔その他造成〕	77,418	604,760	527,342	527,342	0	0
伊万里市	下水道〔公共下水道〕	2,373,887	2,527,220	153,333	156,554	15,308,156	744,895
伊万里市	下水道〔農業集落排水〕	126,539	168,027	41,488	41,488	1,554,027	99,608
伊万里市	下水道〔個別排水処理〕	1,110	1,110	0	0	13,172	641
伊万里市	観光施設〔その他観光施設〕	28,545	24,198	4,347	4,347	0	0
武雄市	下水道〔公共下水道〕	582,278	580,892	1,386	1,336	687,800	42,106
武雄市	下水道〔農業集落排水〕	1,307,193	1,296,989	10,204	10,141	9,289,883	467,822
鹿島市	宅地造成〔その他造成〕	7,804	7,800	4	4	6,662	7,658
鹿島市	下水道〔公共下水道〕	1,290,163	1,281,863	8,300	0	6,792,843	586,054
小城市	簡易水道	11,971	10,799	1,172	0	73,407	6,519
小城市	下水道〔公共下水道〕	1,221,675	1,206,662	15,013	12,063	4,628,133	121,794
小城市	下水道〔特定環境保全公共下水道〕	2,016,116	1,981,581	34,535	30,210	2,996,525	142,333
小城市	下水道〔農業集落排水〕	220,048	210,116	9,932	9,932	1,617,060	83,052
小城市	下水道〔個別排水処理〕	2,129	2,018	111	111	4,032	1,321
嬉野市	宅地造成〔その他造成〕	201,084	200,667	417	417	569,700	8,618
嬉野市	下水道〔公共下水道〕	652,009	645,226	6,783	6,783	2,192,480	98,775
嬉野市	下水道〔農業集落排水〕	396,011	393,547	2,464	2,464	2,562,318	186,139
嬉野市	下水道〔個別排水処理〕	213	211	2	2	2,092	168
神埼市	簡易水道	4,173	3,972	201	201	0	777
神埼市	下水道〔公共下水道〕	562,920	538,720	24,200	9,300	3,239,580	141,799
神埼市	下水道〔農業集落排水〕	48,047	46,831	1,216	1,216	523,178	38,491
神埼市	下水道〔特定地域生活排水処理〕	163,242	161,681	1,561	0	223,100	10,443
川副町	下水道〔公共下水道〕	390,652	373,631	17,021	1,439	1,534,887	156,816
東与賀町	下水道〔特定環境保全公共下水道〕	668,585	656,024	12,561	12,561	4,178,305	202,308
東与賀町	下水道〔農業集落排水〕	17,063	16,679	384	384	182,829	15,095
久保田町	下水道〔特定環境保全公共下水道〕	531,152	525,158	5,994	5,994	2,676,338	105,076
久保田町	下水道〔農業集落排水〕	310,728	306,891	3,837	3,837	2,071,051	90,922
吉野ヶ里町	簡易水道	2,259	1,927	332	332	0	548
吉野ヶ里町	下水道〔公共下水道〕	456,809	454,083	2,726	2,726	5,364,226	258,680
吉野ヶ里町	下水道〔農業集落排水〕	234,726	234,726	0	0	1,914,657	168,588
基山町	下水道〔公共下水道〕	688,280	682,145	6,135	6,135	1,974,200	59,788
上峰町	宅地造成〔その他造成〕	3,901	3,870	31	31	270,000	3,761
上峰町	下水道〔農業集落排水〕	738,718	733,316	5,402	5,402	5,363,143	277,482
みやき町	宅地造成〔その他造成〕	131,587	108,501	23,086	23,086	0	15,889
みやき町	下水道〔公共下水道〕	432,327	421,254	11,073	1,473	2,236,863	41,890
みやき町	下水道〔特定環境保全公共下水道〕	125,383	113,183	12,200	0	466,063	23,110
みやき町	下水道〔農業集落排水〕	89,718	87,406	2,312	2,312	1,195,222	66,171
玄海町〔玄海園〕	介護サービス〔指定介護老人福祉施設〕	674,047	662,502	11,545	11,545	0	59
玄海町〔玄海園〕	介護サービス〔老人短期入所施設〕	11,308	7,509	3,799	3,799	0	0
玄海町	下水道〔特定環境保全公共下水道〕	895,012	895,012	0	0	1,173,100	512,433
玄海町	下水道〔農業集落排水〕	36,675	36,675	0	0	428,900	26,839
有田町	宅地造成〔その他造成〕	88,733	88,695	38	38	657,600	0
有田町	下水道〔公共下水道〕	773,970	767,170	6,800	0	3,807,063	155,190
有田町	下水道〔農業集落排水〕	89,710	89,010	700	0	546,253	77,864
大町町〔美郷〕	介護サービス〔老人デイサービスセンター〕	31,526	31,526	0	0	0	4,328
江北町	下水道〔特定環境保全公共下水道〕	685,787	668,278	17,509	14,109	4,430,132	236,964
江北町	下水道〔農業集落排水〕	101,307	97,940	3,367	3,367	999,778	82,454
江北町	下水道〔個別排水処理〕	1,381	1,381	0	0	2,157	1,251
白石町	下水道〔農業集落排水〕	523,220	510,073	13,147	13,147	2,596,758	131,342
太良町	簡易水道	80,874	78,440	2,434	2,434	249,544	10,567
太良町	下水道〔漁業集落排水〕	54,241	51,604	2,637	2,637	341,326	42,485
伊万里・有田地区特別 養護老人ホーム組合	介護サービス〔指定介護老人福祉施設〕	483,005	451,419	31,586	31,586	50,000	260
伊万里・有田地区特別 養護老人ホーム組合	介護サービス〔老人短期入所施設〕	38,688	22,021	16,667	16,667	0	0

* 歳入とは、総収益、資本金の収入、前年度からの繰越金及び収益的支出に充てた地方債の合計額である。

* 歳出とは、総費用、資本金の支出、積立金及び前年度繰上充用金の合計額である。

* 実質収支とは、形式収支から翌年度に繰越すべき財源を控除した額である。

* 介護サービス事業については、団体名に括弧書きにて施設名を追記している。

(付表③)

地方公営企業用語集

経常損益（経常利益・経常損失）

損益計算書の中間利益（損失）の一つであって、当期の経常的収益力を表し、営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益（又は営業損失）に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益（損失）であり、特別損益を除外して算出されるもの。

$$\text{経常損益} = (\text{営業収益} + \text{営業外収益}) - (\text{営業費用} + \text{営業外費用})$$

純損益（純利益・純損失）

当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

$$\text{純損益} = \text{経常損益} \pm \text{特別損益}$$

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金（＝純損失）については、前年度から繰越利益があればその利益をもってうめ、残額があるときは利益積立金があればこれによって埋める。さらにまだ、欠損金に残額があれば議会の議決を経て資本剰余金をもってうめることができる。それでも、まだ、未処理欠損金があれば、これを繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととなり、これが複数年度累積したものを累積欠損金という。

不良債務

企業の支払能力の良否は、現金・預金や未収金等の流動資産（短期間のうちに現金にかえられる資産）と、一時借入金や未払金等の流動負債（1年以内に償還しなければならない短期の負債）との比率によって判断され、不良債務とは、流動負債が流動資産を上回る際に発生するものである。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

収益的収支・資本的収支

収益的収支（収益的収支予算・3条予算）

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用をいう。収入には、サービスの提供の対価としての料金を主体とする収益を計上し、支出にはサービス提供に関する職員関係費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費のように現金が企業外部に流出する支出のほか、建物、機械、構築物等の固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する必要がある。

具体的には、収入としては、料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益、過年度損益修正益等の「特別利益」からなり、支出としては、

(付表③)

人件費・物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損、臨時損失、過年度損益修正損等の「特別損失」からなる。

また、地方公営企業法施行規則第 12 条別表第 5 号の予算様式第 3 条に示されていることから、一般に「3 条予算・3 条収支」と呼ばれることもある。

資本的収支（資本的収支予算・4 条予算）

経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定を示すもの。

建設改良費、企業債償還金（元金）、他会計からの長期借入金償還金等費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするものが計上され、収入には、企業債、固定資産売却代金（売却益を除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金を予定されるものが計上される。

また、地方公営企業法施行規則第 12 条別表第 5 号の予算様式第 4 条に示されていることから、一般に「4 条予算・4 条収支」と呼ばれることもある。

なお、4 条予算では、資本的収入だけでは資本的支出に不足するときは「補てん財源」という形で企業の内部留保資金等が財源として充てられることとされている。

なお、官庁会計を採用している法非適用企業は、実際の歳入及び歳出を、地方公営企業決算状況調査においては法適用企業に準じて収益的収支及び資本的収支を分別し調査している。

公営企業繰出金

地方公営企業の特別会計とこれを経営する地方公共団体の一般会計との間の経費の負担区分の原則等に基づいて、一般会計が公営企業会計等に対して繰り出すべき経費の総額は、毎年度策定される地方財政計画に公営企業繰出金として計上されている。

公営企業繰出金の対象経費は、その性質上当該企業の經常に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に充てられるもの（地方財政法第 6 条、地方公営企業法第 17 条の 2）とされ、主なものとしては、上水道事業における消火栓設置費及びその維持管理費に充てる一般会計負担金、病院事業における建設改良費に充てる一般会計出資金又は負担金、高度特殊医療、救急医療・へき地医療の一般会計負担金等が計上されている。

これら地方財政計画に計上する基準は、毎年度総務省自治財政局長通知（いわゆる「繰出基準」）により地方公共団体に示されており、各地方公共団体においては、このような基準を参考として当該団体ごとに繰り出す額を算定することとされている。

地方公営企業

地方財政法によれば、「公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつ

(付表③)

てこれにあてなければならない(同法第6条)」とされ、地方財政法施行令第37条において、水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業の13事業が指定されている。

また、地方公営企業法は地方公営企業の合理的、能率的運営を図るため、自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法として制定されているものであるが、同法は地方財政法上の地方公営企業すべてを規制の対象とするものではなく、事業の種類によって同法の規定の全部又は一部が当然適用される。同法第2条第1項において同法が全部適用されるものとして、①水道事業、②工業用水道事業、③軌道事業、④自動車運送事業、⑤鉄道事業、⑥電気事業、⑦ガス事業の以上7事業(いわゆる「法定7事業」)が指定されている。さらに、同法第2条第2項において財務規定が一部適用されるものとして、病院事業が指定されている。

なお、決算統計上の介護サービス事業は、介護サービスに要する経費は介護報酬により賄うこととなっており、制度上、独立採算が可能な仕組となっているため、地方公営企業法、地方財政法には規定されていないが、地方財政法施行令第37条に列挙する事業に準じた取扱いとしている。

下水道事業

下水道法上の下水道(公共下水道、流域下水道及び都市下水路)だけではなく、利用者である住民からみて「下水道」と認識されるもの(農業集落排水施設や合併処理浄化槽等)もあり、その種類は多岐にわたる。

決算統計においては、財政的な位置付けから事業の決算状況を把握するため、公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設の11事業に分類されている。